

平成20年1月1日より検査手数料が変更になります

《道路運送車両法関係手数料令の改正概要》

検査関係の手数料の内訳

① 国に納めるもの 【自動車検査登録印紙】

一律 400円（保安基準適合証による申請は、現行どおり1,100円）

② 検査法人に納めるもの 【自動車審査証紙（仮称）】

継続検査	普通車	1,400円	小型車	1,300円
新規検査	普通車	1,700円	小型車	1,600円
予備検査	普通車	1,700円	小型車	1,600円
構造等変更検査	普通車	1,700円	小型車	1,600円

	納付先	使用する印紙等	注 意
自動車検査証の交付に係る手数料	国	自動車検査登録印紙	国への手数料を審査証紙（仮称）で納めることはできません。
基準適合性審査に係る手数料	検査法人	自動車審査証紙（仮称）	検査法人への手数料を検査登録印紙で納めることはできません。

◇それぞれの手数料を、各印紙等により納めていただきます。必要な金額分を適正な印紙等で納めてください。

◇国においては、1,400円、1,500円の自動車検査登録印紙の換金、少額印紙への交換はいたしませんので、継続検査等のために1,400円や1,500円の自動車検査登録印紙をお持ちの方は、お早めに使用していただけますようお願いいたします。

「道路運送車両法関係手数料の一部を改正する政令」について

背景

(平成19年10月17日)

〈検査の高度化〉

- トランクの最大積載量を水増しする等の不正二次架装やリコール隠しなどの不正対策として、新規検査時の架装画像を取得するとともに、検査データを電子的に取得・分析し、継続検査や街頭検査で活用すること
 - 検査結果レポートを受検者に提供すること等により、点検・整備の励行を図ること
 - 最近の排出ガス規制強化に伴いオパシメーターによるPM(粒子状物質)検査等を導入することなど、検査の高度化が必要
- ⇒ 行政改革推進本部において、自動車検査独立行政法人の見直しに関し、「運営の効率化及び検査の質の向上の観点から、電子化・情報化に対応した車両検査施設の導入等により、一層の機械化・電子化を推進するものとする」との決定(平成18年12月24日)。

〈検査機器等の老朽更新〉

- 検査場の検査機器等の老朽化が進展しており、検査機器の故障や損傷事故による検査コースの閉鎖時間が増加するなど、受検者サービスの低下が懸念されるため、受検者の安全性・利便性に配慮した検査機器等の適切な老朽更新が必要
- ⇒ 国土交通省独立行政法人評価委員会の平成18年度評価において、「検査コースの閉鎖時間の短縮は重要な課題であり、一層重点的に取組むべき」との指摘。

見直しの概要

- 検査の高度化や検査機器の老朽更新に対応するためには、人件費・一般管理費の削減などの効率化を図るとともに、剰余金を活用したとしても、今後3年間で、歳入不足に陥ることとなる。
- このため、実費を勘案して手数料を見直すこととしたところ(前回の見直し:平成6年)。
- 具体的には、指定整備(いわゆる「民間車検」)扱いの継続検査や型式指定車の新規検査など、大多数の検査については手数料は据え置くものの、検査の高度化や検査機器の老朽更新等の費用をまかなうため、持込検査車両の検査手数料に関しては、継続検査については300円、新規検査については600円の値上げを行うこととする。
- 納付方法については、受検者は国及び検査法人の手数料を同一窓口で納付できるよう措置する予定。
- 施行期日は平成20年1月1日

		割合	納付先	現行	改定案		値上げ額	
継続検査	指定整備車	59%	国	1,100	変更なし			
			検査法人	—				
	持込車	22%	国	1,500	計) 1,800	400	+300	
			検査法人	—		1,400		
新規検査	型式指定車	13%	国	1,100	変更なし			
			検査法人	—				
	持込車	5%	国	1,500	計) 2,100	400	+600	
			検査法人	—		1,700		
その他の検査	持込車	1%	国	1,500	計) 2,100	400	+600	
			検査法人	—		1,700		